

特定非営利活動法人

mori

定款

特定非営利活動法人 mori 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 mori という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市名東区亀の井一丁目208番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいのある人の創作活動の支援と、彼らの自由で多様な表現を発信することによって、障がい者アートに対する社会的な認知を高めるとともに、誰もが生きやすい健全な社会の創造を目的とする。

障がい者アーティストの作品の販売や、作品をデザインした製品の販売によって雇用を創出し、障がいのある人のより豊かな暮らしの実現と、インクルーシブ社会の実現を目指す。

また、外国にルーツを持ち日本に住みにくい子どもたちとその家族の支援を通して、多様な言語と多文化共生社会の実現を目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障がい者アーティストの創作活動支援事業
- (2) 障がい者アートの展覧会の企画・運営及び公募展への参加事業
- (3) 障がい者アートの普及啓発事業
- (4) 障がい者の雇用機会の創出事業
- (5) 芸術文化活動を通じた地域交流事業
- (6) アートを通じた各国の障がい者アーティストとの交流事業
- (7) 障がい者の芸術文化活動ネットワーク構築事業
- (8) 障がい者に関する知識の普及と理解の促進事業
- (9) 障がい児・者及びその家族に対する支援事業
- (10) 障がい者アーティストの作品の販売事業
- (11) 障がい者アーティストの作品のデザイン化、及び商品開発・物品販売事業
- (12) 上記の事業のためのアーティストと作品等の保護、著作権の管理事業
- (13) 日本語を母国語としない子どもと家族の支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければな

らない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、

その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宋 賢愛
副理事長	吉田 克世
同	小山 智子
理事	中川 直佳
監事	曾根 真樹子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | | |
|----------|-----|----|-----|-----------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 0円 | 年会費 | 5,000円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | 0円 | 年会費 | 一口 3,000円 |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 mori

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ソン ヒヨネ 宋 賢愛		無
理事	ヨシダ カツヨ 吉田 克世		無
理事	コヤマ トモコ 小山 智子		無
理事	ナカガワ ナオカ 中川 直佳		無
監事	ソネ マキコ 曾根 真樹子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代の日本では、以前と比べて障がいについて取り上げた書籍やテレビ番組は増え、障がい者アートなどへの関心も高まってきていますが、実際のところ、障がいのある人の多くは、子どもの頃から特殊教育の場や施設など、社会との接点がごく少ない環境で育ち、暮らしていきます。障がいのある人と関わる機会がない人も多く、まだまだ社会的な認知や理解は不足しており、障がいのある人が地域社会の中で暮らしていくことには困難があります。また、人が豊かな人生を送るための大きな要素である働くことに関しても、仕事内容の選択肢が少ないことや、健常者と同等な給料を得ることが難しいことなど、障がいのある人がやりがいを感じ、自分らしく働いていくには、環境が整っていないというのが現状です。

そのため、私たちは、障がいのある人の創作活動の支援と、展覧会の開催などを通じて、社会との接点を作り、障がい者アートに対する社会的な認知を高めるとともに、障がいのある人への興味や理解を深めてもらうことと、作品の販売や、作品をデザインした製品の販売によって雇用を創出し、障がいのある人のより豊かな暮らしの実現と、インクルーシブ社会の実現を目指したいと考えております。同時に、障がいのあるなしに関わらず、多くの人が生きづらさを感じる現代社会だからこそ、障がい者アーティストたちの常識にとられない多様な表現を知ってもらうことで、ひと時でも肩の力を抜いてもらい、誰もが生きやすい健全な社会の実現に貢献していきたいと思っております。

この他にも、当事者だけでなく、ご家族も集うことができる場の提供や、親御さんの一番の心配事である、親亡き後の不安を解消するため、将来的には障がい者グループホームの立ち上げも視野に入れて活動していきたいと考えております。

以上、より社会貢献を目指した活動として発展させていくためには、自治体や公的機関、企業などとの連携も必要であると考え、そのためには社会的な信用を高めていく必要があり、事業内容の情報公開が義務付けられており透明性の高い特定非営利活動法人を設立することを決意いたしました。

2 申請に至るまでの経過

2017年4月、前身となる発達支援教室「きたやまの家」をオープン、発達障害をもつお子さんや、発達が気になるお子さんを対象にした個別療育や図工教室を始めました。

2018年以降、年に1、2回のペースで展覧会を開催し、展示だけでなく作品をデザインしたグッズの販売も行っております。様々なアール・ブリュット展示イベントへの参加機会も増やしていきました。

2025年3月上旬以降、発起人間で打ち合わせを重ね、特定非営利活動法人の設立準備を開始しました。

2025年6月1日、理事4名による打ち合わせを行いました。

2025年6月22日、設立総会を開催いたしました。

令和7年6月22日

特定非営利活動法人 mori

設立代表者

氏 名 宋 賢愛

特定非営利活動法人 mori
令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することによって、地域の人々には障がい者アーティストの素晴らしさを知ってもらい、障がい者アーティストは自分の頑張りが認めてもらえる嬉しさを経験できるように、展示やワークショップ、商品開発と販売の活動に力を入れる。
- ・ホームページを作成することによって、本法人の事業内容についてより多くの方に知っていただく。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①障がい者アーティストの創作活動支援事業	・専門講師等によるお絵描き教室、さをり織り等の制作ワークショップの定期的開催。	(A) 月1回 (B) 地域コミュニティセンター (C) 5人	(D) 地域の障がい児・者 (E) 15人	50
②障がい者アートの展覧会の企画・運営及び公募展への参加事業	・愛知県、名古屋市、各自治体のアール・ブリュットの展示への参加、及び障がい者アーティストの出展サポート。	(A) 随時 (B) 公共施設の展示場 (C) 10人	(D) 地域の障がい児・者 (E) 15人	20
③障がい者アートの普及啓発事業	・ホームページの作成と管理運営。	(A) 随時 (B) ウェブ上 (C) 3人	(D) 障がい児・者をはじめとした地域住民、他多数 (E) 不特定多数	200
④障がい者の雇用機会の創出事業	・個人、企業などの注文を受け、アーティストと繋げる。 ・アーティストや作品の紹介など広報活動を行う。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—

⑤芸術文化活動を通じた地域交流事業	・地域のお祭り等イベントへの参加を通して、障がい者アートを身近に感じていただく。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑥アートを通じた各国の障がい者アーティストとの交流事業	・海外の公募展等への参加。 ・各国の障がい者アーティストとの企画展示。 ・各国の障がい者アーティストや関連団体との講演会、オンライン交流会を開催する。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑦障がい者の芸術文化活動ネットワーク構築事業	・各地域の障がい者アーティストや関連団体との意見交換を行い、障がい者アーティスト支援の協力体制や関係者のネットワークを構築する。	(A) 随時 (B) 展示会場や障がい者アート関連施設など (C) 10人	(D) 障がい児・者、障がい者アート関連団体や施設等関係者 (E) 多数	0
⑧障がい者に関する知識の普及と理解の促進事業	・障がい者のアートや制作活動の見学及び参加を受け付ける。 ・展示会の際に解説を行う。 ・アート作品や商品紹介で障がい者アーティストの素晴らしさを伝えると共に、障がいに関する正しい知識や、インクルーシブ社会について知っていただく。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑨障がい児・者及びその家族に対する支援事業	・兄弟姉妹の集い。 ・お母さん、お父さんのお話会。 ・家族の困りごと等相談。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑩障がい者アーティストの作品の販売事業	・アーティストの原画販売。 ・お客様から注文を受けて作品を制作、販売する。	(A) 通年 (B) ウェブ上や、各地の展示イベント等 (C) 10人	(D) 地域の障がい児・者 (E) 多数	100

⑪障がい者アーティストの作品のデザイン化、及び商品開発・物品販売事業	・障がい者アーティストの作品をデザイン化して、多様なニーズに応じた商品の開発、販売。 ・ホームページやSNSなど、ネットで商品を販売する。 ・地域のマルシェ、イベントでの販売や、お店の委託販売。	(A) 随時 (B) ウェブ上や、各地のイベントやマルシェ、店舗等 (C) 10人	(D) 地域の障がい児・者 (E) 多数	150
⑫上記の事業のためのアーティストと作品等の保護、著作権の管理事業	・作品の著作権について専門の弁護士等に相談し、アーティストと作品等の保護、著作権の管理をできるようにする。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑬日本語を母国語としない子どもと家族の支援事業	・外国人のお母さんたちの子育て相談 ・日本語を母国語としない子どもたちの学習支援 ・地域での交流を通じて多言語・多文化共生社会の紹介	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—

特定非営利活動法人 mori
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・前年度の事業内容をより発展させると共に、地域交流の機会を増やし、国際交流も行う。
- ・障がい者アーティストの雇用機会の創出や、ご家族の集いや相談会などを開催し、より障がい児・者本人やご家族に対する支援を強化していく。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①障がい者アーティストの創作活動支援事業	・専門講師等による お絵描き教室、さをり 織り等の制作ワークシ ョップの定期的開催。	(A) 月 1 回～2 回 (B) 地域コミュニテ ィセンター (C) 5 人	(D) 地域の障がい 児・者 (E) 15 人	240
②障がい者アートの 展示会の企画・運 営及び公募展への 参加事業	・定期展示開催。 ・企画展示の開催。 ・日本全国対象公募や、 アール・ブリュットの 展示への参加、及び 障がい者アーティスト の出展サポート。	(A) 定期展示は年 2 回 (5 月と 12 月 に行う) その他は随時 (B) 公共施設の展示 場やギャラリー (C) 10 人	(D) 地域の障がい 児・者 (E) 30 人	150
③障がい者アートの 普及啓発事業	・ホームページの管理運 営。	(A) 随時 (B) ウェブ上 (C) 3 人	(D) 障がい児・者 をはじめとした 地域住民、他多 数 (E) 不特定多数	10
④障がい者の雇用機 会の創出事業	・個人、企業などの注文 を受け、アーティスト と繋げる。 ・アーティストや作品 の紹介など広報活動 を行う。	(A) 通年 (B) 法人事務所 (C) 5 人	(D) 地域の障がい 児・者 (E) 30 人	10

⑤芸術文化活動を通じた地域交流事業	・地域のお祭り等イベントへの参加を通して、障がい者アートを身近に感じていただく。	(A)年2回～3回 (B)区役所、道の駅、地域コミュニティセンターなど (C)5人	(D)障がい児・者をはじめとした地域住民 (E)不特定多数	20
⑥アートを通じた各国の障がい者アーティストとの交流事業	・海外の公募展等への参加。 ・各国の障がい者アーティストとの企画展示。 ・各国の障がい者アーティストや関連団体との講演会、オンライン交流会を開催する。	(A)年1回展示 年2回オンライン交流 (B)公共展示場やウェブ上 (C)10人	(D)障がい児・者、障がい者アート関連団体や施設等関係者 (E)多数	50
⑦障がい者の芸術文化活動ネットワーク構築事業	・各地域の障がい者アーティストや関連団体との意見交換を行い、障がい者アーティスト支援の協力体制や関係者のネットワークを構築する。	(A)随時 (B)展示会場など (C)10人	(D)障がい児・者、障がい者アート関連団体や施設等関係者 (E)多数	0
⑧障がい者に関する知識の普及と理解の促進事業	・障がい者のアートや制作活動の見学及び参加を受け付ける。 ・展示会の際に解説を行う。 ・アート作品や商品紹介で障がい者アーティストの素晴らしさを伝え、障がいに関する正しい知識や、インクルーシブ社会について知っていただく。	(A)随時 (B)地域コミュニティセンターや、公共施設の展示場、ギャラリー等 (C)10人	(D)障がい者アートに関心がある地域住民 (E)不特定多数	10
⑨障がい児・者及びその家族に対する支援事業	・兄弟姉妹の集い。 ・お母さん、お父さんのお話会。 ・家族の困りごと等相談。	(A)年3回～4回 (B)地域コミュニティセンター等 (C)5人	(D)障がい児・者の家族 (E)40人	40
⑩障がい者アーティストの作品の販売事業	・アーティストの原画販売。 ・お客様から注文を受けて作品を制作、販売する。	(A)通年 (B)ウェブ上や、各地の展示イベント等 (C)10人	(D)地域の障がい児・者 (E)多数	300

⑪障がい者アーティストの作品のデザイン化、及び商品開発・物品販売事業	・障がい者アーティストの作品をデザイン化して、多様なニーズに応じた商品の開発、販売。 ・ホームページや SNS など、ネットで商品を販売する。 ・地域のマルシェ、イベントでの販売や、お店の委託販売。	(A) 随時 (B) ウェブ上や、各地のイベントやマルシェ、店舗等 (C) 10 人	(D) 地域の障がい児・者 (E) 多数	450
⑫上記の事業のためのアーティストと作品等の保護、著作権の管理事業	・作品の著作権について専門の弁護士等に相談し、アーティストと作品等の保護、著作権の管理をできるようにする。	(A) 適宜 (B) 事務所や、相談窓口、電話等 (C) 2、3 人	(D) 地域の障がい児・者 (E) 多数	300
⑬日本語を母国語としない子どもと家族の支援事業	・外国人のお母さんたちの子育て相談 ・日本語を母国語としない子どもたちの学習支援 ・地域での交流を通じて多言語・多文化共生社会の紹介	(A) 月 2 回 (B) 法人事務所、電話やメール等 (C) 10 人	(D) 地域の外国人の子どもとその家族、多言語・多文化に関心がある地域住民、他多数 (E) 不特定多数	30

活動予算書

法人成立の日から 令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額	金額	金額
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	240,000	440,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
協賛者アーティストの制作活動支援事業収益	50,000		
協賛者アーティストの展覧会の企画・運営及び公募展への参加事業収益	10,000		
協賛者アーティストの普及啓蒙事業収益	0		
協賛者の雇用機会の創出事業収益	0		
芸術文化活動を通じた地域交流事業収益	0		
アートを通じて各国の協賛者アーティストとの交流事業収益	0		
協賛者の芸術文化活動ネットワーク構築事業収益	0		
協賛者に関する知識の普及と理解の促進事業収益	0		
協賛者・児童及びその家族に対する支援事業収益	0		
協賛者アーティストの作品の販売事業収益	100,000		
協賛者アーティストの作品のデザイン化、及び商品開発・商品販売事業収益	100,000		
上記の事業のためのアーティストと作品等の保護、著作権の管理事業収益	0		
日本語を母国語としない子どもと家族の支援事業収益	0	260,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,200,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	100,000		
印刷製本費	130,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	100,000		
賃借料	190,000		
その他経費計	520,000		
事業費計		520,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	50,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	30,000		
水道光熱費	20,000		
賃借料	240,000		
保険料	20,000		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	500,000		
管理費計		500,000	
経常費用計			1,020,000
当期正味財産増減額			180,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			180,000

活動予算書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	300,000	500,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
障がい者アーティストの創作活動支援事業収益	240,000		
障がい者アーティストの作品展の企画・運営及び公募展への参加事業収益	100,000		
障がい者アーティストの普及啓発事業収益	10,000		
障がい者の雇用機会の創出事業収益	10,000		
芸術文化活動を通じた地域交流事業収益	10,000		
アートを通じた各国の障がい者アーティストとの交流事業収益	30,000		
障がい者の芸術文化活動ネットワーク構築事業収益	0		
障がい者に関する知識の普及と理解の促進事業収益	0		
近がい児・者及びその家族に対する支援事業収益	0		
障がい者アーティストの作品の販売事業収益	300,000		
障がい者アーティストの作品のデザイン化、及び商品開発・物品販売事業収益	300,000		
上記の事業のためのアーティストと作品等の保護、著作権の管理事業収益	0		
日本語を母国語としない子どもと家族の支援事業収益	10,000	1,010,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,010,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	230,000		
印刷製本費	418,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	140,000		
通信運搬費	154,000		
賃借料	618,000		
その他経費計	1,610,000		
事業費計		1,610,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	50,000		
印刷製本費	200,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	96,000		
消耗品費	30,000		
水道光熱費	40,000		
賃借料	900,000		
保険料	20,000		
租税公課	0		
雑費	20,000		
その他経費計	1,396,000		
管理費計		1,396,000	
経常費用計			3,006,000
当期正味財産増減額			4,000
前期繰越正味財産額			180,000
次期繰越正味財産額			184,000